

図書館等複合施設整備事業 情報環境構築業務

公募型プロポーザル仕様書

令和5年3月

小千谷市

第1章 情報環境構築の概要

(1) 業務名

図書館等複合施設整備事業 情報環境構築業務

(2) 業務目的

本業務は、市内本町1丁目に整備する図書館等複合施設（以下「本施設」という。）における諸活動ならびに施設の管理・運営を支援する情報環境を実装することを目的としている。

本事業では、事業指針に示すように、本施設を中心となる図書館について、デジタル情報も含めた情報の形態、情報が置かれる場や空間、その中で起こる活動等も含めた様々な観点から、人々の「知る」自由を支えるための機能として検討を進めている。「知る」ための情報のあり方を一方向のものにとらえるのではなく、相互作用によって広がる可能性に重きを置いており、利用者の立場や運営の立場に関わらず、人々が相互に「知り」、関わり合いながら「学びあう」という相互作用、そして融合施設として郷土資料館機能や子育て支援機能、交流促進・創造機能も含めた機能同士の相互作用、それらが自由に柔軟な状態で発揮され、まちやこの施設に集う人々の可能性を大きく広げていくことを目指している。

また、ICTの急速な進展や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、情報そのもののあり方や、情報と人のつながり方が変化した今、実空間と情報空間の融合による新しい情報環境の整備に取り組むことで、地域格差や環境格差等を解消し、情報や知識への多様なアクセスを保障し、新たなコミュニケーションの可能性を広げていく。

情報環境は、そのための知識基盤であり、かつ協働のためのプラットフォームである。同時に、そうした活動等を支える円滑化・合理化するシステムでもある。

そして情報環境は、建築やサインなどの物理的・視覚的な環境とも連動するかたちで視覚情報が設計され、利用者の体験において実空間と情報空間がなめらかに接続されることを促すものを目指す。

(3) 業務内容

①次の業務が可能となるシステムの仕様決定及び構築を行う。

- ア 図書館システムの選定
- イ 所蔵資料の管理
- ウ デジタルアーカイブの独自構築・管理
- エ 地域情報の収集・発信・管理
- オ 施設予約の受付・管理・情報発信
- カ ウェブサイトやディスプレイメディア等での情報発信
- キ 市民協働のための協働システム
- ク 施設の運営・管理
- ケ その他受託者と本市で必要性を確認した業務

②次のサービスを前提として、サービスデザイン支援及びシステム構築、インタフェースのデザインを行う。

- ア 資料等の検索

- イ 資料等の探索
- ウ 資料や施設に関する情報の発信（本施設の公式サイト等の作成等）
- エ 貸出端末で閲覧するウェブサイト等の印刷
- オ その他受託者と本市で必要性を確認したサービス

③情報環境を運用するうえで必要なマニュアルの作成及び施設職員への研修を行う。

④本市が保有する次の利用者情報の移行を行う。

- ア 現在の図書館利用登録者
- イ 現在の図書館所蔵資料

⑤施設開館後の利用実態を踏まえ、必要な更新作業を行う。

⑥情報環境の運用に係る業務支援のあり方の提案を行う。

※機器類の利用・賃借に係る費用や、情報環境の保守及び運営支援に係る費用については、別途契約するものとする。機器類の利用・賃借に係る費用は5か年のリースを前提とし、情報環境の保守及び運営支援に係る費用と併せ、年間13,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内で見積書の提出を求める。

(4) 業務期間

契約締結日から最長で令和6年12月末までとする。上記(3)⑤を行うにあたり、適切な期間を本プロポーザルにおいて提案し、その内容を踏まえ、受託者と本市の協議のうえ、決定するものとする。ただし、本市への施設引き渡し時（令和6年3月末を予定）には図書館システム等の施設管理及び運営に必須となる機能の実装を終え、開館（令和6年6月を予定）までに施設職員への研修を行うことを前提とすること。

(5) 業務委託料

契約限度額：150,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

第2章 基本要事項

本章では、情報環境実装に係る業務について、本市が求める基本的な事項を記載する。要事項は事業指針、並びに情報環境に関する計画・説明書を参考にすること。下記(2)②以降にある「システムの用意」とは、独自開発、既存システムの適用、外部サービスとの連携のいずれも包含するものであり、最適な手段を選択することを求めるものである。

システム及び機能の仕様決定は、本プロポーザルにおいて提案された内容を踏まえ、受託者と本市の双方の協議を通じて行うものとする。

(1) システム構築全般

- ・システム構築はクラウドサービス型システムで構築するものとし、導入時点で安定的かつ安全な稼働の実績があり、継続的なサービス提供がなされるシステムを用いること。
- ・蔵書数の増加、サービスの拡充、ないしは他施設とのシステム連携を行う際に、柔軟にシステムを拡張できるシステムであること。
- ・ICタグを活用したサービスが提供できること。（HF帯またはUHF帯の採用については提案事項とする。）
- ・通信障害が発生した際にも、資料の貸出・返却受付など、最低限のサービスが可能とな

る仕組みや運用方法について提案すること。

(2) 業務システム構築（上記1（3）①）

① 図書館システムの選定

- ・ 図書館業務システムは、図書館基幹業務システムと蔵書検索等の利用者向けシステムで構成される既存のシステムを提案すること。
- ・ 資料の貸出・返却や管理に係る機器、利用者向けの自動貸出機など、図書館システムに係る機器を指定すること。利用者の目に触れるかたちで設置する機器については、本施設の設計者である株式会社平田晃久建築設計事務所とも十分に協議すること。

② 所蔵資料の管理

- ・ 本施設は、資料4及び資料5に示すように、次のカテゴリーの資料を所蔵することを想定している。これらを共通した系統に則して管理できること。
 - 図書等資料
 - 郷土資料
 - ウェブ資料
- ・ 図書等資料は、本施設が所蔵しない図書、音声資料、映像資料も含まれており、それらを区別して管理・提供できるシステムを用意すること。
- ・ 郷土資料は本施設が独自に収集・作成する資料のほか、施設外にて保管されている資料や建造物等の屋外に存する資料もそのデータを登録・管理できること。
- ・ ウェブ資料は、図書等資料又は郷土資料に紐づけるかたちで、ウェブ上のコンテンツをシステム上でデータベース化するものである。ウェブ資料は、施設職員のほか、市民が参画する共創型プロジェクト（※注1）において登録できるシステムを用意すること。

※注1：共創型プロジェクトとは、市民や事業者等と本施設が協働し、資料や事業を生み出そうとする活動のことをいう。

- ・ 上記3種類の資料には、施設職員のほか、共創型プロジェクトにて市民がメタデータを付与することができるとともに、資料同士を関連付けることができるシステムを用意すること。

③ デジタルアーカイブの独自構築・管理

- ・ 本施設では、所蔵する資料を用いて独自のデジタルアーカイブを構築する。その構築、インターネット等における公開、資料、メタデータ等の管理のために必要なシステムを用意すること。
- ・ 構築したデジタルアーカイブは、郷土資料として位置づけ、前述①の郷土資料の管理の対象とする。

④ 地域情報の収集・発信・管理

- ・ 小千谷市及び周辺地域における「ひと」「こと」に関する様々な情報を収集・発信するシステムを用意すること。
- ・ 当該システムへの情報の登録は、施設職員のほか、広く一般に公開するものとする。ただし、情報の公開にあたっては施設職員の承認を経るものとする。

⑤施設予約の受付・管理・情報発信

- ・本施設において、市民による一時的な占有（貸出）を可能とするアンカーの予約・キャンセルを申し込むことができるシステムを用意すること。
- ・当該システムは利用登録を前提とせず、一般に利用できるものとする。予約受付から貸出決定までのプロセス（抽選予約など）や利用料金の決済機能の実装は、協議事項とする。
- ・予約の際に施設利用に関する情報の公開可否を選択できるようにし、公開を選択した予約については公式サイト等で情報発信するものとする。非公開を選択した場合も、予約したアンカーと時間を公開するものとする。

⑥ウェブサイトやディスプレイメディア等での情報発信

- ・本施設のウェブサイトにおいて、開館日時、実施する事業、共創型プロジェクトの状況、施設予約状況、新着資料等の情報を発信する。それら情報を施設職員が簡易に登録・変更・削除できるシステムを用意すること。
- ・施設内に設置されたディスプレイメディアにて資料や事業、共創型プロジェクト、又は前述の地域情報、施設に関する情報等を発信する。それら情報を施設職員が簡易に登録・変更・削除できるシステムを用意すること。

⑦市民協働のための協働システム

- ・市民や施設職員等による共創型プロジェクトの実施や、アンカーにおける市民等による活動の支援にあたってのコミュニケーションツール、データ共有システム等からなるシステムを用意すること。

⑧施設の運営・管理

- ・本施設での諸活動の企画・支援や、施設管理を行ううえで必要とされる業務ファイルやそれに関連するデータを保存するストレージを用意すること。当該サーバにかぎり施設内にサーバを設置することを認めるが、それに要する機材は令和6年度以降に借り上げるものとする。
- ・本施設の諸活動を評価するうえで必要となる統計データを、施設職員が簡易に閲覧・抽出できるシステムを用意すること。

(3) サービスデザイン支援及びシステム構築、インタフェースのデザイン（上記1 (3) ②)

①資料等の検索

- ・資料検索によって利用者が得られる体験や価値については、資料4及び資料5に記載のとおり想定している。
- ・資料の検索は、本施設が所蔵する図書等資料、郷土資料、ウェブ資料を対象とするほか、収集する地域情報、資料に付与されたメタデータ、さらには新潟県内の公共図書館が所蔵する資料、国立国会図書館が所蔵する資料、オンラインデータベースの資料も対象とすること。
- ・資料検索は一般向けのほか、子どもを対象とすること。
- ・検索に係る画面（インタフェース）のデザインは端末の種類にかかわらず情報の一覧性が高く、画面上での操作や画面遷移等は、利用者の情報リテラシーにかかわらず、

使いやすいことを求める。

- ・検索結果において資料の配置箇所を示す場合は、フロートの特性を踏まえた表示とすること。
- ・施設内に設置する検索用端末については必要となる機器を指定すること。その際、本施設の設計者である株式会社平田晃久建築設計事務所とも十分に協議すること。

②資料等の探索

- ・資料探索によって利用者が得られる体験や価値については、資料4及び資料5に記載のとおり想定している。
- ・資料の探索は、施設内で手に取った資料をトリガーとして、スマートフォンやタブレット端末等に当該資料に関連付けられた資料の情報を読み込み、表示することで資料を探す行為（ブラウジング）を促す機能である。そのため探索の対象は、本施設が所蔵する図書館等資料、郷土資料、ウェブ資料を基本とし、所蔵外の資料については所蔵資料に関連付けられた資料を対象とする。地域情報も所蔵外の資料と同様とする。
- ・トリガーとなる資料と関連する資料のデータを読み込むための具体的な仕組みについては協議事項とする。また、関連する資料のない資料をトリガーとした場合の情報の表示についても同様である。
- ・資料探索は一般向けのほか、子どもを対象とすること。
- ・探索に係る画面（インタフェース）のデザインは資料の関連性を辿る行為を促すものであり、画面上での操作や画面遷移等は、利用者の情報リテラシーにかかわらず、使いやすいことを求める。
- ・スマートフォンやタブレット端末を所有しない利用者には、機器を貸し出すことで対応予定であるが、検索用端末でも同様の機能を提供できることが望ましい。

③資料や施設に関する情報の発信

- ・情報の発信によって利用者が得られる体験や価値については、資料4及び資料5に記載のとおり想定している。
- ・情報の発信にあたってはウェブサイト及びディスプレイメディアをメディアとして用いる。
- ・ウェブサイトのデザインは、本施設の建築意匠やサイン、VI計画と連動するものであることを求めるほか、端末の種類にかかわらず情報の一覧性が高く、画面上での操作や画面遷移等は、利用者の情報リテラシーにかかわらず、使いやすいことを求める。
- ・ディスプレイメディアは、施設職員が登録したコンテンツないしはシステム上で管理する情報を表示する仕組みを用意すること。なお、常設を提案する場合には、設置方法や機器選定、活用方法について、本市や本施設の設計者である株式会社平田晃久建築設計事務所等と協議のうえ、決定するものとする。

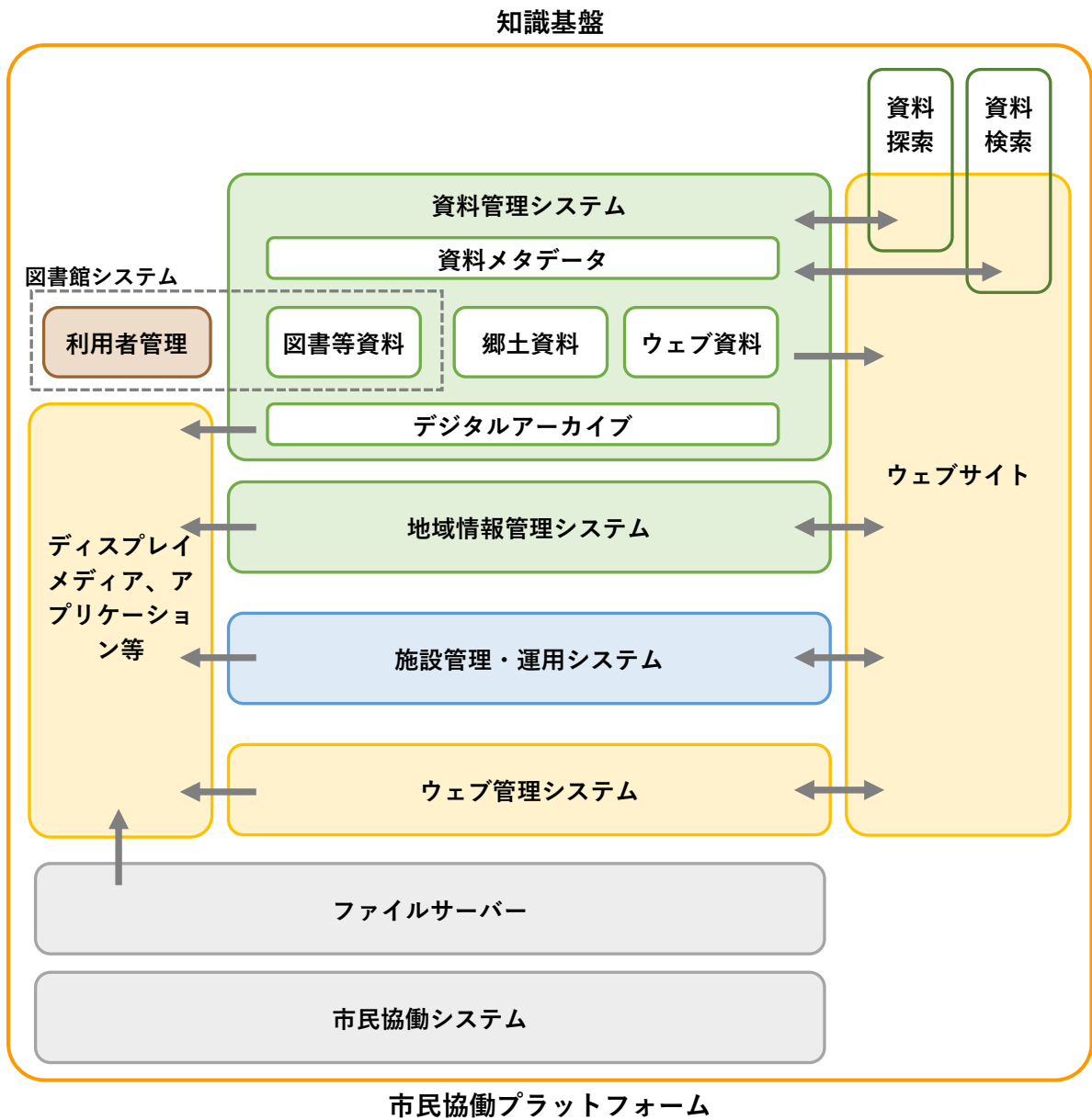
④貸出端末で閲覧するウェブサイト等の印刷

- ・本施設では利用者のインターネット閲覧のためにタブレット端末を貸し出す。当該端末から閲覧するウェブサイトやファイルを印刷するためのシステムを用意すること。
- ・印刷にあたって、印刷データや印刷履歴が他の利用者の目に触れることがないシステ

- ムとすること。
- ・印刷する機器は、別途本市が納入するため、機器に対する機能仕様について指示することを求める。
- (4) マニュアルの作成及び施設職員への研修（上記1（3）③）
- ・本施設の開館（令和6年6月を予定）までに施設職員が操作を問題なく習得できるように操作マニュアルを準備するとともに、十分な操作研修を実施すること。
 - ・開館後1週間程度を目途として施設内での立ち会いでの操作支援を行うことを求める。
- (5) 利用者情報の移行（上記1（3）④）
- ①現在の図書館利用登録者
- ・現在の図書館に利用登録する者の情報を、新規に開発する利用者管理システムに移行すること。
 - ・現在の図書館に利用登録する者の情報は、本市が提供するものとする。
- ②現在の図書館所蔵資料等
- ・現在の図書館が所蔵する資料及び開館に向けた新規に購入する資料の情報を、新規に開発する利用者管理システムに移行すること。
 - ・現在の図書館が所蔵する資料及び開館に向けた新規に購入する資料の情報は、本市が提供するものとする。
- (6) 利用実態を踏まえた更新作業（上記1（3）⑤）
- ・開館後、一定の期間における本施設の利用や事業実施の状況、ならびに情報環境の稼働状況を踏まえ、開館に向けて開発した情報環境をより利用実態に適したものに更新することが望まれる。
 - ・そのため、受託者は開館後における利用実態について調査し、必要な更新作業を行うことを求める。調査及び更新作業に要する期間や調査方法は提案事項とする。必要となる更新作業については、契約の範囲を踏まえ本市と受託者で協議のうえ、定めるものとする。
- (7) 情報環境の運用に係る業務支援のあり方の提案（上記1（3）⑥）
- ・本施設の情報環境は、開館後も諸活動や管理・運営の実態を踏まえ、柔軟に拡張・更新していくことが望まれる。そのため、開館後においても実装を担当した事業者と連携し、情報環境を運用していくことが必要となる。
 - ・基本的な保守対応に加え、柔軟な拡張・更新のための事業者との連携のあり方について提案を求める。その提案を踏まえ受託者と本市で協議を行い、機器類の利用・賃借とあわせて委託契約を検討するものとする。

第3章 情報環境の構成概要

前述した情報環境に対する基本要件事項を踏まえた情報環境全体の構成概要は、以下のとおり想定している。



第4章 その他要件

(1) アクセシビリティ

- ・本施設の情報環境は、年齢や身体的条件にかかわらず、利用しやすい機能を有することを求める。
- ・ウェブサイトについては、英語表記への切り替えができることを求める。

(2) ユーザビリティ

- ・広く一般に普及する端末やOSであれば、その種類にかかわらず、情報環境が利用できることを求める。
- ・本施設の情報環境は、情報リテラシーにかかわらず利用することができることを求める。
- ・資料の貸出・返却や資料検索等、利用者が使う機能については、誰もがストレスを感じることなく利用できることを求める。

(3) 拡張性

- ・情報環境の拡張性として、本施設の諸活動に応じてシステムや新規機能を付与することとともに、市内の学校図書館や市内他公共施設が所蔵する資料データベースとの連携など、他システムとの連携もできることを求める。

(4) セキュリティ

- ・ウイルス対策や不正な接続・侵入の防止等の必要な対策を講じ、十分なセキュリティを確保することを求める。
- ・個人情報を取り扱うことから、IDによるアクセス権限の付与など、施設職員においても利用できる機能や閲覧できる情報に区別を設けることを求める。
- ・セキュリティ対策のため、過去の一定期間における職員等による操作を確認できるシステムを求める。
- ・利用者の貸出履歴は消去するものとし、資料検索・探索、情報提供に用いることはしない。